

三優監査法人

〒160-0023
東京都新宿区西新宿1丁目24番1号
エステック情報ビル
TEL: 03-5322-3531

2023 REPORT

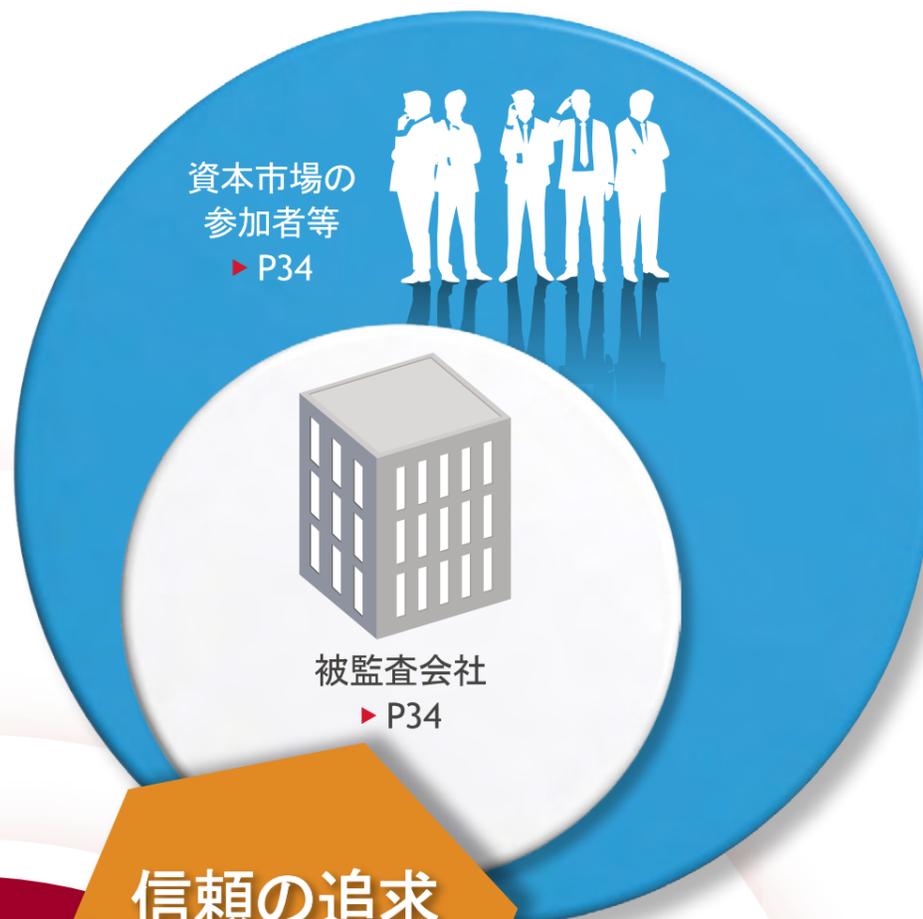
監査品質向上への取り組み

2023 REPORT



監査品質向上 取り組み体制

2023



信頼の追求

▶ P5~



監査チーム

▶ P23

人財育成

▶ P25~

BDO

ネットワーク
ファーム

▶ P35~

ビジョン ガバナンス

▶ P7~

品質管理

▶ P29~

CONTENTS

01	理事長パートナーからのご挨拶	P3
02	三優監査法人の法人文化	P5
03	三優監査法人のビジョン	P7
04	ガバナンス体制	P9
05	各本部の取り組み	P14
06	独立第三者委員と理事長の対談	P19
07	監査チーム	P23
08	人財育成	P25
09	品質管理	P29
10	外部機関からのレビューと検査	P35
11	海外ネットワークファーム	P37
12	国内ネットワークファーム	P39
13	ガバナンス・コード対応状況	P41
	三優監査法人プロフィール	P45

三優監査法人は、2017年10月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を採用しています。

本報告書は、主に2022年度（2022年7月～2023年6月末）における監査品質向上に向けた当法人の取り組み・体制をとりまとめています。また、監査法人のガバナンス・コードにおける各原則の対応状況の概要については、本報告書の巻末に記載しています。

理事長パートナーからのご挨拶

監査品質向上への研鑽を継続し、 成長を続け、信頼を築く監査法人へ

監査品質の向上に向けて、 次の段階へ

三優監査法人は、IPOのサポートを行うコンサルティング会社を前身として1986年に設立され、当法人のサポートを通じて上場企業へと成長した取引先とともに成長してまいりました。1996年には世界第5位の会計事務所であるBDOと業務提携を行い、「今後成長が見込まれるミドルサイズのクライアントとともに成長していく」というBDOの方針に沿って事業を拡大しています。

2018年に私が理事長パートナーに就任して以来、被監査会社や資本市場から信頼される監査法人を目指して、監査品質の向上に取り組んでまいりました。会計監査のプロフェッショナル集団としての人材の育成と同時に、監査現場をサポートする監査品質管理システムを構築しています。また、監査法人のガバナンス・コードを適用し外部有識者である独立第三者委員制度を採用して、法人の経営とその体制に対する監督・評価機能を整備しています。2022年度は、さらにその体制を強化すべく、2023年1月に「モニタリング本部」を新設し、新たに「品質管理委員会」を常設することにしました。

新基準への迅速な対応と、 さらなる意識変革への取り組み

モニタリング本部は、2021年11月に「監査に関する品質管理基準」が改訂され、2022年6月に公認会計士協会により「監査事務所における品質管理」、「監査業務に係る審査」および「監査業務における品質管理」が改正または新設されたことを受け

て新たに設けました。当法人はBDOのメンバーファームの一員であり、国際基準であるISQM1[※]に対応し、法人全体の監査品質を上げるため、品質リスクやチェック項目のマトリクスを作成し、これが実施されているかどうかPDCAを回していきませんが、同本部はこれをモニタリングする役割を担います。

品質管理委員会は、より監査現場の意見をくみ上げて監査品質を高めていくことを目的としています。中心となるのは各地区の若いパートナー、シニアマネージャー・マネージャークラスで、監査現場で直面する課題についてディスカッションし、解決のためのアイデアを出す場としました。設置以来、既に経営レベルとは異なる視点で、様々な意見やアイデアが出ており、いずれ、より自由でオープンな会議体にして、より建設的な議論ができる場となっていくことを期待しています。

これまでの取り組みに対する 内外の評価

監査品質への取り組みに対する外部の評価のひとつに、日本公認会計士協会による品質管理レビューがあります。その結果とそれに至るプロセスを見ますと、これまでやってきたことに対する主張と自信を感じ、評価していただいていることがわかります。

法人全体で、監査品質に対する意識が変わってきたということも肌で感じています。法人内には専門的なことを相談できる窓口(別名、寺子屋)がありますが、ここに持ちかけられる相談件数も年々増えています。これは、監査チーム内だけでなく、本部と密接に連携して解決していこうという意識が醸成されている証左です。これまで地道に取り組んできたこ

とが具体的な成果を挙げている、ようやく点と点が繋がって線になってきたと感じています。

人材とITへの積極投資で、 持続的な成長を目指す

当法人のビジョンは「成長を続け、信頼を築く監査法人。」であり、監査品質の向上だけでなく、同時に法人としての成長も掲げています。品質と成長は一見相反することのように受け取られますが、私は、両方を追求することで相乗効果が上がるということを主張してきました。両方を狙えるような監査法人でなければ、サステナビリティを保つことができないという考えも、今ではかなり法人内に浸透してきました。

これらを達成するための一番の課題は、「人材」とその作業をサポートし高度化するための「ITの有効活用」です。一般事業会社と同様、法人が存続していくためには成長も必要であり、成長することで、法人全体への還元や、必要な資金を「人材」や「IT」への投資に向けることができます。

コロナ禍では思うようにできなかった海外との直接の交流もようやく復活し、ますます活性化しています。BDOネットワークとの連携も活用し、外国語研修や短期留学なども想定した人材の育成を進めていきたいと考えています。

新たな中期経営計画も、一度作ったものをベースに様々な目を通して何度も話し合いを重ねながら策定しました。そのように部署を超えた意見交換が自由闊達に行える組織風土もできあがりつつあります。まだまだいろいろな課題が出てくると思われますが、私たちが「10年後にありたい姿」にどこまで近づけるか、それに対し、どこまで成果を出していけるかを皆で考えるという土壌はできました。将来に向けた芽も出始めてきているので、今後は様々な取り組みのスピードを上げ、独立第三者委員をはじめ外部の方々との知見も十分に生かしながら、引き続き、監査品質の向上と成長に向けた取り組みを推進し、目標達成に向かって邁進していきます。

※ ISQM1: International Standard on Quality Management 1、国際品質マネジメント基準第1号

三優監査法人
理事長パートナー
古藤 智弘

三優監査法人の法人文化

「信頼の追求」 高い監査品質の維持・向上を可能にする 三優監査法人の法人文化

当法人は、日本の経済・資本市場の健全な発展と信頼の実現に貢献することを使命として、創業者たちが一から立ち上げ、パートナーおよび職員が一体となって作り上げてきた監査法人です。

常に監査品質に真摯な姿勢で向き合い、多種多様な業種・業態の成長企業を中心に監査を行い、高い監査品質を追求することで法人文化を構築してきました。監査品質向上のために適切かつ有効な組織づくり・組織運営を目指し、経営執行部のリーダーシップの下、法人の理念を組織全体に浸透していく

ことが肝要であるとパートナーおよび職員に意識づけ、一丸となって取り組んでいくことを心掛けています。

お互いを尊重し合う開放的な組織風土の中で、パートナーおよび職員一人一人が自己研鑽に励み、監査業務に取り組んでいくことで、投資家をはじめ、資本市場に対し信頼に値する結果を提供し、また、被監査会社からも信頼される監査を提供しています。パートナーおよび職員一人一人が信頼の風土の醸成を目指すことで、「信頼の追求」に向かって真摯に取り組んでいく文化を持ち続けています。

PHILOSOPHY

VISION
ありたい姿

成長を続け、信頼を築く監査法人。

私たち、三優監査法人は、一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を常に追求します。

CORE VALUE
私たちの提供価値

公正かつ情熱のある監査

会社・資本市場・法人構成員から真に信頼される監査とは、「どのような局面にあっても、常に公正な視点と情熱を持って、物事の本質をみる監査を全うすること」だと、私たちは考えます。

VALUE
大切に
する
価値観

Communication -対話- Cooperation -協働- Challenge -挑戦-

[対話]を通して互いを尊重し、仲間とともに[協働]し、常に前を向いて[挑戦]していく。

**MANAGEMENT
PHILOSOPHY**
経営理念

私たちは、独立性を維持し、卓越した会計・監査その他の専門的サービスの提供を通じて、公正な経済社会の実現と健全な発展に貢献することを使命とします。

私たちは、多様性を尊重するとともに常に品位を保持し、自己啓発、自己実現できる組織を目指します。

三優監査法人のビジョン

三優監査法人のビジョンは、
「成長を続け、信頼を築く監査法人。」です

当法人は、「成長を続け、信頼を築く監査法人。」をビジョン（ありたい姿）に掲げ、常に高い監査品質を目指して日々精進しています。社会に対し、重要な虚偽表示を絶対に見逃さないことを信念とし、単なる専門家育成プログラムに留まらず、ビジネスプログラム等を用意して人間力あるバランスのとれた人材の育成を最重要課題として掲げています。国際的ネットワークBDOの最先端の監査ツールを有効に活用し、スピードとクオリティの両方を重視した専門家チームとして、高い監査品質を約束します。

また、過去事象だけに留まらず、フォワードルッキングの視点を持って、会社の課題となる事象について多種・多様な業種・業態のIPO経験を通じて培った視野の広さを武器に、被監

査会社と十分なディスカッションを行う監査を特徴としています。被監査会社のビジネスを深く理解し、被監査会社との課題認識の共有を重視する監査チームが、高い監査品質を約束します。

オープンマインドとチャレンジスピリッツによって、パートナーおよび職員各々がお互いを尊重する風土を醸成し、一体となって、BDOの監査ツールを駆使し、効率的・効果的な監査環境を目指します。

一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を追求し続けます。

VISION

成長を続け、
信頼を築く監査法人。

私たち、三優監査法人は、一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を常に追求します。



ガバナンス体制

迅速かつ適切な意思決定を可能にする 組織づくりを目指しています

当法人は、パートナー全員に無限連帯責任を負わせることによって、監査法人のパートナー相互間の監視と牽制の人的関係に組織規律を求め、組織的監査が有効かつ適切に行われることを目指す組織形態、「無限連帯責任監査法人」を採用しています。また、パートナーに個別監査業務における真の責任を負わせることで、被監査会社等に対しては、監査証明業務を行わないパートナーの責任を限定する「指定社員制度」を採用しています。

当法人は、高い監査品質の維持・向上を図り、より迅速で適切な意思決定を可能にする組織として、「理事会」、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」を設置するとともに、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」に日常的な執行権を付与することで、経営執行の迅速化と機能性を高めています。

一方、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」の執行を監督する役割として、「理事会」の機能を活用しています。理事会では、理事長パートナー他執行部のメンバー外の理事パートナーが議長を務め、執行部に対して牽制機能を持つ体制を整備しています。ここでは、執行部を監督できるよう理事長パートナーを含め執行部に執行状況の報告義務を課すと同時に、説明義務を促す役割を与えています。

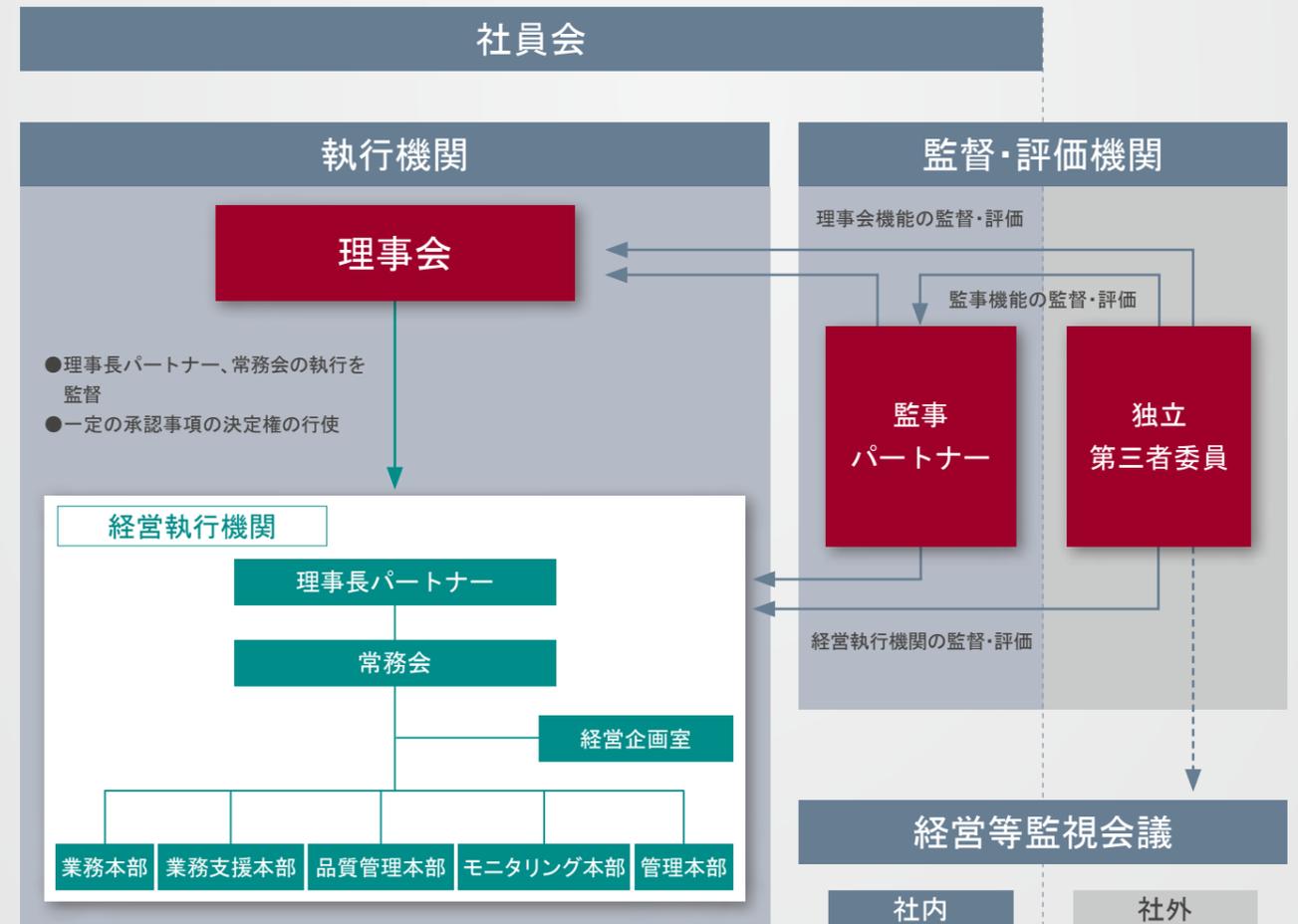
これとは別に、業務執行の監督・評価の機能を付与された「監事パートナー」、経営執行の状況から監事パートナーの監督・評価機能を含めた法人ガバナンス全体を監督・評価する機関として、「独立第三者委員」を選任・設置し、経営執行の監督・評価機能を強化しています。また、経営等の監視会議として、独立第三者委員による監督・評価結果を適時かつ有効に経営執行側に反映できるよう、独立第三者委員と理事長パートナー、副理事長パートナーおよび独立第三者委員から指名を受けた者からなる「執行部意見交換会議」などを設置しています。



〔前列左から〕 理事長パートナー：古藤 智弘
副理事長パートナー：岩田 亘人

〔後列左から〕 常務理事パートナー：齋藤 浩史
常務理事パートナー：山本 公太
常務理事パートナー：鳥井 仁
常務理事パートナー：吉川 秀嗣

法人ガバナンス概要



組織機関	構成員と役割	
[社員会] 議長:理事長パートナー	パートナー	年に5回以上開催し、合併やパートナーの加入脱退と理事パートナーの選任等の重要事項等、法人運営における最高意思決定機関であるとともに、理事会および理事長パートナー並びに常務会の執行を監督します。

経営執行機関

組織機関	構成員と役割	
[理事会] 議長:理事パートナー	理事パートナー以上の役職者	毎月1回以上開催し、社員会の決議事項を除く一定の法人重要事項の意思決定機関であるとともに、理事長パートナーおよび常務会の執行を監督します。
理事長パートナー	理事会において理事長として選任されたパートナー	法人運営の代表として、理事会にて選任され、一定の法人運営の意思決定を行い、また、法人の監査品質の管理に関する最終責任を負い、監査品質の維持・向上の先導役を担っています。
副理事長パートナー	理事会において副理事長として選任されたパートナー	法人運営の代表として、理事会にて選任され、理事長パートナーを補佐し、監査品質の維持・向上の先導役を担っています。
[常務会] 議長:理事長パートナー	常務理事パートナー以上の役職者	毎月2回以上開催し、法人の日常業務全般に亘る意思決定機関です。また、理事長パートナーの業務を助けるとともに十分性と適切性かつ機動性を確保し、組織的な法人運営を確保する業務を担っています。
[経営企画室] 責任者:常務理事 パートナー以上の役職者	監査品質の維持・向上を図り、法人運営の実効性を高めるべく、組織間のコンフリクトを改善、解消することおよびパートナーと職員の意識改革を浸透させることを目指し、法人の対外的交渉業務を担っています。	
[品質管理本部] 責任者:常務理事 パートナー以上の役職者	品質管理システムの整備・運用に関する役割を担う部門として品質管理本部を設置しています。また、品質管理本部には以下の部を設置し、各部が整備・運用する業務を統括する役割を担っています。なお、各部の責任者は理事パートナーまたはパートナーが務めています。 [品質管理部] 監査業務の品質管理に関する事項、品質管理業務における規程・マニュアル・ツール等の整備・改訂の役割を担っています。 [審査部] 監査の品質維持を図るべく、監査業務における審査業務および外部に提出する報告書の審査業務の運営を担っています。 [リスク管理部] 監査の品質維持を図るべく、独立性の確認等に関連する業務、新規受嘱時のクライアント候補のリスクや既存クライアントのリスクを分析し、監査業務へのフィードバックを図るなど、監査リスク全体の管理を担っています。 [AI監査研究室] BDOのIT、AIのツール・インフラおよびセキュリティの情報収集と研究、次世代監査のITツール情報収集と研究、その他監査品質向上に資するシステム関連の情報収集と研究を担っています。 [テクニカル相談室] 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関する監査チームからの相談事項の受け付け、相談事項に関する調査・検討を実施し、監査チームへ回答を行う業務を担っています。	

組織機関	構成員と役割	
[モニタリング本部] 責任者:常務理事 パートナー以上の役職者	法人の品質管理システムの整備および運用の状況をモニタリングし、不備を評価するほか、業務品質の向上に向けた適時・適切な改善を促す役割を担う部門としてモニタリング本部を設置しています。なお、各部の責任者はパートナー以上の役職者が務めています。 [品質検査部] 法人の品質管理システムのうち、各本部が担う品質管理のプロセスの整備および運用に係る日常的監視とその評価を実施する役割を担っています。 [業務検査部] 完了した監査業務が、法人が定めた品質管理の方針および手続に準拠して実施されたことを確かめる、定期的な検証を実施する役割を担っています。	
[業務本部] 責任者:常務理事 パートナー以上の役職者	監査品質の維持・向上を図るべく、個別監査業務の遂行責任者である業務執行社員の選任および十分かつ適切な監査チームを組成し、個々の監査チームが公正かつ高品質な監査業務を実施し得る体制を整備するとともに、業務支援本部と連携して、監査品質向上のための施策を現場に浸透させる役割を担っています。	
[業務支援本部] 責任者:常務理事 パートナー以上の役職者	業務支援本部は、監査チームの伴走者であるべく、以下の部を設置し、その活動を統括していくと同時に、本部間の連携を密にし、監査現場の監査品質の維持・向上に貢献する役割を担っています。なお、各部の責任者はパートナー以上の役職者が務めています。 [研修推進部] 組織の各階層に対し、監査業務に必要な知識・技能等を習得・向上させるための研修を企画・実施し、監査品質の維持・向上のための人材を教育・育成する役割を担っています。 [品質向上推進部] 監査チームの伴走者という視点から監査業務の期中レビューや研修等を企画・実施し、監査品質の維持・向上のための施策および意識を監査現場に浸透させる役割を担っています。 [業務管理部] 監査業務のリスクと監査チームの人員とのバランスを分析するために必要な情報を収集・整理し、分析・提言を行うことにより、監査品質の維持・向上に貢献する役割を担っています。	
[管理本部] 責任者:常務理事 パートナー以上の役職者	法人のバックオフィス業務を担う部門として管理本部を設置しています。管理本部は、採用事務管理、人事評価、職場環境の整備および役員会の運営等を担う人事総務部、法人経理財務を担う経理部、法人全般にわたるITインフラの日常的サポート等を担う情報システム部から構成されています。	

監督・評価機関

委員	役割等
[監事パートナー]	社員会にて指名を受けたパートナーが法人ガバナンスの業務監査および法人の財務に係る会計監査の業務を担っています。

独立第三者機関

委員	役割等
委員長: 独立第三者委員	以下の取り組みを中心に、法人全体のガバナンスを監督・評価する役割を担っています。 ① 監査品質の維持・向上を目的とした各種施策 ② 組織的な運営の実効性の評価 ③ 常務理事パートナー以上の役職者の選退任、評価および報酬の決定過程 ④ 人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定 ⑤ 内部および外部からの通報に関する方針や手続きの整備状況、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与 ⑥ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

経営等監視会議

会議名称	構成員と役割
[執行部意見交換会議] (定期) 議長: 独立第三者委員	独立第三者委員 理事長パートナー等 経営執行機能のうち重要な事項について、実効性の監視と監査品質向上のための取り組みを監視し、意見を述べる役割を担っています。
[監事会議](定期) 議長: 独立第三者委員	独立第三者委員 監事パートナー等 監事パートナーが実行する法人ガバナンスの業務監査および法人の財務に係る会計監査の業務に関する事項の監督・評価のための取り組みを監視する役割を担っています。
[理事長パートナー 指名監視会議] 議長: 独立第三者委員	独立第三者委員 監事パートナー等 理事長パートナーの選任手続きの公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。
[常務会メンバー 選任監視会議] 議長: 独立第三者委員	独立第三者委員 監事パートナー等 副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの選任手続きの公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。
[評価・報酬監視会議] 議長: 独立第三者委員	独立第三者委員 監事パートナー等 理事長パートナー、副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの評価・報酬決定の公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。

各本部の取り組み

監査品質向上のための、
各本部・プロジェクトの取り組み業務本部長
山本 公太

業務本部

業務本部には、監査部門、システム監査部、IFRS推進室、アドバイザリー部の4つの部門があり、そのうち監査部門はさらに東京、大阪、福岡、名古屋、札幌の各事務所と国際部の6つに分かれています。パートナーおよび職員の大部分が4部門のいずれかに属しており、個別業務の運営を統括しています。グローバル化に加え、多様化、デジタル化が進展する現場環境において、各地区の監査部門と国際部、システム監査部、IFRS推進室およびアドバイザリー部が有機的に機能し、密接に連携することで、高品質な業務の遂行を図っています。

対話を通じた協働

パートナーおよび職員に対して、双方向のコミュニケーションの充実を図り、対話を通じて互いを尊重し、仲間とともに協働することで、より一層の団結力の強化を図り、現場品質の向上につなげていきます。

また、KAM(監査上の主要な検討事項)も含めて、監査計画の策定段階から業務期間を通じて経営者、監査役等との対話をより一層深度あるものとし、監査の信頼性、透明性の向上を図っています。

人材育成による成長

人材育成の取り組みを、個人および法人の成長につなげるため、各地区事務所・部門間での人材交流の活性化、業務経験機会の提供など個々人の成長を支援する仕組みを整え、各本部と連携して採用から育成までを踏まえた体制構築に継続的に取り組んでいます。

また、多種多様な人材の採用や育成を通じて法人全体のパフォーマンスを向上させるため、社会のデジタル化等の環境変化に対応し、グローバルに活躍できる環境、機会を整えるなど、IPO支援、グローバル業務、サステナビリティ関連など、多様な業務に柔軟に対応できる体制を整備しています。

効率的な現場業務の実施

現場業務の効率化に向けて、品質管理本部、業務支援本部との連携により、外部環境、被監査会社の状況および監査チームの人員・構成バランス等の分析を行い、適切な監査チームの編成を実行しています。

また、法人全体の監査チーム力の向上および業務効率の改善を進めることで、役職員のライフワークバランスに配慮した業務の実施体制を整備しています。



業務支援本部長
齋藤 浩史

業務支援本部

業務支援本部は、監査現場・監査チームの伴走者として支援を行っていくことを目的に、2021年10月に新設されました。それまで理事長パートナー直轄であった研修推進部と、業務本部内に設置されていた品質向上推進部に、新設された業務管理部を加えた3つの部を統括しています。

業務支援本部内の各部では、監査現場が、学習意欲が高く、自ら学び、業務に生かす自律的専門家集団であり続けるための支援策を、長期的視野に立って具現化していくことを大きな目標とし、監査現場・監査チームの監査品質を維持・向上するための活動を行っています。

監査品質の維持と向上は、監査法人として必須の命題であり、業務支援本部では各部による以下のような活動を通じて、これらを支援しています。

研修を通じた支援

業務支援本部設立のタイミングで研修推進部の増員を行い、特にスタッフ階層の年次別研修カリキュラムに沿った教材と研修内容の充実化を図っています。また、リモート環境による監査業務の実施が常態化している昨今の状況に配慮し、スタッフ階層の年次別研修は感染症等の対策に十分配慮した上で、リアルとリモートのハイブリッド研修を中心に、対面コミュニケーションにより研修の効果を向上させるなど、同一年次内の横のつながりを強化する機会としています。スタッフ階層の年次別研修には、理事長パートナーをはじめとする関係パートナーも参加し、スタッフと対面で意見交換を行っており、研修内容の充実に役立っています。

期中レビューを通じた支援

品質向上推進部では、品質管理本部が主導する品質管理に関する諸施策の監査チームへの浸透度合いを確認し、監査現場により近い立場から、より事前的な対応を図るべく、重点項目について期中レビューによる点検・指導を実施しています。また、品質管理本部および研修推進部と連携し、階層

別に行う監査品質向上のための研修において、期中レビューの結果を法人全体にフィードバックしています。

これらの施策により、個別業務における深度ある監査の実施と、品質管理本部による諸規程・マニュアル等の個別事項に対する監査チームへの浸透を図ることで、監査品質の維持と向上を支援しています。

情報・ツール・機会等の提供を通じた支援

業務管理部では、監査現場が専門情報を適時に入手・検索するためのツールや誤字チェック等のツールを導入し、監査現場・監査チームの監査品質の維持と向上を支援しています。また、業種固有の会計慣行および監査手法等について、監査スタッフ間で意見を交換する機会を提供し、監査スタッフの調査研究とナレッジ共有を促進する支援も行っています。



品質管理本部長
吉川 秀嗣

品質管理本部

2021年11月に企業会計審議会から「品質管理基準」の改訂が公表され、同改訂を受ける形で2022年6月に公認会計士協会から以下の3つの報告書が公表されました。

- > 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」(改正)
- > 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」(新設)
- > 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」(改正)

これらの改正は、IAASBがISQC1をISQM1(2020年3月公表)に改正したことへの対応となります。

ISQM1は“International Standard on Quality Management 1”の略で、改正前では“Control”であったところ、今回の改正で“Management”に変更となりました。日本語ではどちらも“管理”となりますが、意味するところは大きく異なります。

監査業務を“コントロール”するのではなく、品質向上に向けたアプローチへと“マネジメント”し、高品質の業務の一貫した遂行をより良く可能にすることを目指しています。継続的に監査品質を改善し、欠陥が発見された場合に、それを是正することに対して、監査事務所はより大きな責任を負うことを意味しています。また、“コントロール”から“マネジメント”への進化は、監査チーム単位でも求められます。

当法人の対応

これらの改訂された内容のうち、特徴的な3つの点とその対応は以下の通りです。

1つ目は、品質への取り組みに関する組織風土の構築を、リーダーシップに求めていることです。ISQM1に先駆けて監査法人のガバナンス・コードにおいても「1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。」とされており、当該コードの規定を受けて、当報告書においても組織風土への取り組みを記載しています(P5)。ISQM1の導入を機に、ますます健全で風通しの良い組織を目指しています。

2つ目は、改善プロセスが織り込まれたことです。公認会計士・監査審査会の検査や日本公認会計士協会の品質管理

レビューも、監査法人の品質向上を目的とした制度ですが、ISQM1では、これに加えて内部の必須のプロセスとして整備運用することを求めています。当法人内でPDCAサイクルを回していくことで、常に品質向上を目指すこととなります。

3つ目は、監査責任者の責任の明確化です。監査報告書を発行するまでには、監査対象会社の事業・外部環境・管理体制の理解、監査計画の策定、内部統制の評価、期末の監査手続、法人内での審査などのプロセスを経る必要があります。監査責任者は当該プロセスを適切かつ適切な品質で行うための監査スタッフの確保、スケジュールの管理、監査調書の査閲、監査スタッフへの指導などの業務を取りまとめることが求められます。多岐にわたる監査責任者の役割を適切に果たせるように責任の明確化が図られています。

当法人のパートナー一同、これまで以上に監査責任者としての責任を果たしていきます。



モニタリング本部長
鳥井 仁

モニタリング本部

IAASBによるISQM1の公表に対応し、2021年11月に企業会計審議会により「監査に関する品質管理基準」が改訂され、2022年6月に公認会計士協会により「監査事務所における品質管理」、「監査業務に係る審査」および「監査業務における品質管理」の3つの報告書(以下、「新基準」という)が改正または新設されました。

モニタリング本部は、新基準に対応し、法人の品質管理システムのモニタリングおよび改善の機能をより客観的に担うことを目的に、それまで品質管理本部の下にあった内部監査部を本部として独立させる形で、2023年1月に新設されました。監査事務所の品質管理を取り巻く環境が変化中、これに適切に対応し、法人の業務品質を維持・向上するための重要な機能を担います。

■ 新基準への対応

当法人は、新基準を、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査または同日以後に開始する当法人の会計年度の末日から、適用することとしています。

新基準では、リスクマネジメント、つまり、法人自らが、基準で定められた構成要素に対する品質目標を定め、その目標の達成を阻害するリスクを評価し、当該リスクに対応すること、また、品質管理システムの整備・運用状況をモニタリングし、不備の評価および改善活動を通じて、次の期のリスク評価に生かすことが求められています。

当法人では、2022年8月に「ISQM1体制構築プロジェクト」を設置し、その活動を通じ、新基準の要求に対応するための品質管理システムの体制整備を行いました。モニタリング本部では、整備された品質管理システムに従った各本部の運用手続に関し、各本部の協力の下、モニタリング活動のトライアルを含む準備を行っています。当法人の業務品質の維持・向上に資する品質管理の実施に向け、モニタリングおよび改善に係る機能を十分に発揮できるよう、活動していきます。

■ BDOとの連携

当法人はISQC1の時代から、加盟しているネットワークであるBDOのモニタリングを受けています。モニタリング本部は、引き続き品質管理システムのモニタリングおよび改善の活動に当たり、BDOと連携し、当法人の品質管理システムの整備・運用の状況がネットワークの要求水準を満たすことを、確認していきます。

■ 上場会社等監査人登録制度への対応

新基準の適用と同時に、公認会計士法における上場会社等監査人としての義務が適用開始となります。登録上場会社等監査人に対しては、他の監査人より高い規律付けが求められており、当法人も、これに対応する必要があります。

モニタリング本部は、上記新基準に対応するモニタリング活動の準備において、当法人の品質管理システムが、上場会社等監査人に求められる「より高い水準」にあることを確保すべく活動していきます。



副理事長パートナー
管理本部長 岩田 巨人

管理本部

管理本部は、人事総務部、情報システム部、経理部を統括しており、バックオフィスとして他部門(業務本部、業務支援本部、品質管理本部、モニタリング本部)が効率よく快適に業務を行うための環境づくりに取り組んでいます。昨今の監査現場およびそれを支える間接部門は、作業量の増加もあり人員不足の傾向が続いており、役職員一人ひとりの作業負荷が大きくなっています。業務の効率化と人員不足の解消は、当法人の最も重要な経営課題の一つであり、管理本部としては、人材定着、採用強化、生産性向上のサポートを重要課題と認識して取り組んでおり、「準大手監査法人の中で一番働きやすい職場環境」を目指しています。

■ 新たな働き方に向けての取り組み 人事制度と労働環境の整備

当法人には、多様なキャリアを持つ人材がおり、それぞれに応じた的確な評価制度が必要とされています。一方で、ライフスタイルの多様化に伴い、さまざまな働き方、キャリアの求め方を理解し、これに対応するために、ワークライフバランスを踏まえた人事制度改革に取り組んでいます。これらの取り組みにより、満足度の高い業務環境を作ることによって生産性の向上や人材の定着を図り、当法人の成長につなげていきます。

また、労働環境の整備にも積極的に取り組んでいます。女性職員がその個性と能力を十分に発揮できることを目指して、採用予定者に占める女性割合の目標数値を設定した採用活動や、男性の育児参加の促進、労働時間削減に向けた具体的な取り組みの検討や有給休暇取得の促進なども実施し、職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を整備しています。

■ ハイブリッドワーク

さまざまな働き方の一つに、仕事をする場所を選ばない働き方があります。対面の業務遂行では組織への帰属意識が高まり、リモートワークでは移動時間や移動時のストレスの削減につながり生産性が向上するなど、オフィスワークとリモートワークそれぞれのメリットとデメリットを理解した上で、それぞれのメリットを最大限に生かすべく、両者を組み合わせたハイブリッドワークを導入しています。

独立第三者委員と理事長の対談

監査品質の向上の取り組みへの評価と
これからの成長戦略に向けた提言
渋谷 道夫氏

●現職
(株)ハイティ日高 監査役
神奈川中央交通(株) 監査役
●略歴
1989年
日本公認会計士協会理事
2000年
新日本有限責任監査法人常任理事
2011年
(株)良品計画 監査役
2015年
(株)新生銀行 監査役

辻山 栄子氏

●現職
博士(経済学)東京大学
早稲田大学名誉教授、監事
●略歴
2000年
金融庁 / 企業会計審議会委員
2003年
早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授
2004年
金融庁 / 公認会計士・監査審査会委員
2008年
三菱商事社外監査役

脇田 良一氏

●現職
博士(商学)早稲田大学
明治学院大学名誉教授
●略歴
2000年
明治学院大学学長
2004年
金融庁 / 公認会計士・監査審査会常勤委員
2010年
早稲田大学 商学学術院教授
2011年
金融庁 / 企業会計審議会監査部会長

島崎 憲明氏

●現職
日本公認会計士協会 顧問
野村ホールディングス(株)
取締役・監査委員会委員長
(株)ロジネットジャパン
取締役
●略歴
2005年
住友商事(株)代表取締役 兼
副社長執行役員
2009年
IFRS 財団 トラスティ

当監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、適切な助言を通じて法人経営を支援いただいている独立第三者委員の方々にお集まりいただき、監査品質の向上の取り組みに対する評価と、今後の成長戦略に対するご意見をいただきました。

(なお、脇田良一氏は2023年8月末で退任し、新たに9月より辻山栄子氏が就任しました。)

**監査品質の向上に向けた
取り組みについて**

古藤 まず始めに、今年は独立第三者委員の交代という節目もありますので、2017年に金融庁から「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」が公表されて以来、独立第三者委員を務めていただいた3人の方々から、今期も含めたこの6年間の講評をいただきたいと思います。この間、「成長と信頼」をキーワードに新たにビジョンを掲げて、

監査品質の向上に取り組んできましたが、これまでの取り組みをどのようにご覧になっていらっしゃいますか。

脇田 私は独立第三者委員として、これまでの経験を踏まえて、三優監査法人の管理・運営の状況を監督・評価するために、常務会、理事会への出席、経営執行部や監事との意見交換会に出席して、様々な情報収集を行ってきました。3期6年にわたり独立第三者委員を務めた私からは、次の3つを申し上げたいと思います。

まず1つ目は、ビジョンの新たな策定にあたり、「パートナー

全員の参加」と「価値観の共有」について忍耐強く努力し、法人内での意思統一を図ったことです。その結果、法人内に多様な意見交換の場が生まれ、パートナー全員が主体的に課題に取り組み、対処しようとする姿勢が強くなりました。

2つ目には、監査業務を高品質に維持するための努力として、国内ではなく国際基準でやっていこうという姿勢を取ったことです。これにより監査業務の品質は一段と向上しました。とくに「監査品質向上プロジェクト」には監査業務に従事する多くのパートナーが参加することで、積極的に議論ができる開放的な風土が醸成されました。

最後は、BDOグローバルネットワークとの関係です。これまではBDOが開発した監査ツールや手続きの導入等により、グローバルネットワークに加盟することの利点を活用してきましたが、今後は、グローバルネットワークの意思決定に三優監査法人の見解を反映させる努力をしていってほしいと思います。

古藤 総括、ありがとうございます。監査法人のガバナンス・コードの趣旨としては、監査品質の向上について外部の視点を入れていくべきという点だと認識しております。貴重なご意見として受け止めたいと思います。

島崎 監査を受ける側と行う側という立場の違いはありますが、一般企業のように考えた場合は、品質の向上と法人としての成長を同時にかなえる経営が必要ではないでしょうか。以前は監査をきっちりやれば良いという経営だったかもしれませんが、現在の三優監査法人のビジョン「成長と信頼」は観念的ではなく、1つのゴールを目標として、バリューは何なのか、そのために何が必要なのかを議論の中でまとめあげたことが良かった。これからは具体的にそれをどうやっていくかが重要だと思います。

渋谷 古藤理事長による新体制になって、みんなの意見や提案を議論し理解しながら、様々な取り組みを進めてきたことは非常に良かったと思います。とくに中期経営計画を策定するにあたって、数字を使いながら説明したり意見を聞いたりしたことは画期的でした。一番良かったことは、「10年後のありたい姿」から逆算して議論したことでしょう。

古藤 その方向性をつくることについては、当法人が、互いの顔が見える規模であるという魅力を活かしながら、組織的



に取り組むことができたと思います。新たに独立第三者委員に就任された辻山先生は、既にいくつかの会議にもご出席いただいておりますが、ここまでどのような印象を持たれているでしょうか。

辻山 これまでの仕組みづくりについては、脇田先生のご意見が非常に大きかったと感じています。独立第三者委員とはいっても法人内すべてのことがわかるわけではありませんが、実際に様々な会議等に出席して直接情報をとれる仕組みは整っていると思いますので、気づいた事があれば、率直に指摘していこうと思っています。

「品質の向上と成長」に向けて

古藤 今回の監査法人のガバナンス・コードの改訂では、独立第三者委員の方々の知見をどう生かすかが引き続き課題となっています。「法人の成長と監査品質の向上は相反する」という考え方が根強くあったのも事実ですが、中期経営計画においては、品質の向上と同時に成長するという方向性を持つところまでは意思統一ができました。今後はそれをどうやって実現していくかが課題になりますが、その点についてはいかがでしょうか。

脇田 今回の改訂では、独立第三者委員は単なる監督、評価者ではないということを強調しています。独立第三者委員の知見をどう生かすかについては、法人としての課題でもありますが、独立第三者委員の方々も、どう経営に食い込んでい



くかということですね。

古藤 そうですね。独立第三者委員という立場の中で倫理観を持ってどこまで踏み込んでいくかが難しいところかと思えます。

島崎 一般事業会社の社外取締役も2つの面があって、しっかりガバナンスを見て、リスク管理をやっていく守りの面と、持続的成長のために資源が適切に配分されているか、そのための営業計画が妥当なのかをモニタリングするという面です。その判断のためには経営会議だけではなく個別会議にも出席して、積極的に情報を取っていく必要があります。

三優監査法人は守りの面はしっかりできてきたと思いますし、いろいろな面で攻めてきた監査法人だと思います。今後は、成長のための投資、とくにIT投資はしっかりやらないと大手監査法人との差がついてしまう。人材については、創業者精神をもってリスクにチャレンジするような人、新しいビジネスに貪欲に取り組む人を抜擢して任せていくくらいのマインドセットが必要だと思います。そうした法人の方向性は中期経営計画にもしっかり出ているので、徹底してやっていくべきでしょう。

古藤 監査品質を向上しながらの成長性をどうするかという具体的なところでいうと、ITと人材への投資は不可欠だと考えます。

渋谷 私たちは、経営を第三者として見るという立場ではありますが、私は、三優監査法人は品質管理については十分にやっていると思います。品質向上プロジェクトや研修などの取り組みも成果を上げていますし、監査品質に対する意識の

向上への取り組みを今後も続けている限り大丈夫ではないかと感じる中で、法人の成長をどのようにしていくのかを注目していきたいと思えます。

古藤 監査品質については、やはりパートナーの意識がしっかりしていないとできません。それには上意下達ではなく、若い人たちにプロジェクトに参加してもらって、意見や考えを取り入れながらもり立てていくというやり方が良かったと思います。

渋谷 私は品質と成長は相反するものではないと思っています。成長については、今は順調にきていますが、10年後の目標に達するには今のままではいけないでしょう。いろいろ考えている場合でなく、どんどん実行していくことが大切です。

新たな分野への投資と

BDOとの関わり

古藤 信頼と成長のためにはいろいろな取り組み方があり、どこに力を入れていくのが重要だと思います。事業会社は今、ITや人への投資には力を入れていますが、当法人としてもそこに遅れないようにしていかなければいけません。

辻山 私が独立第三者委員に加わってからの短い期間で見ても、組織の中で、プロジェクトなどの横串は通っていて、品質は非常に良くなっていると思います。一方で縦割りのところはまだ残っていて、会議が多いのかなという印象です。また、これからは成長のエンジンとなる人材への投資をやっていかないと、という懸念はあります。



島崎 成長戦略のデザインはできたけれど、それをどうやっていくのか。できれば経営企画室が中心となって、若い人を抜擢していくことも必要でしょう。とくにサステナビリティについては、いずれ保証が必要となってくるとは思います。今後いろいろな基準もできて、それを監査法人が担うことになるとは思います。企業側からすれば、会計監査と同じところでやってほしいというのが本音でしょう。これについても本格的に取り組む人や体制づくりが急務だと思います。

古藤 サステナビリティの保証については、日本では監査法人の独占業務ではなくなると予想され、異業種が参入してくると予想されます。この事業をどう法人内に取り込んでいくかについては成長戦略の鍵となるところでし、保証の役割として社会的な期待に応えるという意味でも重要です。そのためにも、皆様の様々な立場やご経験からの知見を必要としています。今、特に重要なところは人材の活用・育成だと考えています。

島崎 現状、サステナビリティ関連の人材は会計士以外の人が多いですが、将来、保証というところまでくると、会計監査と一緒にやった方がいいのではないかと。そうすると監査チームに会計士以外のキャリアを持つ人が必要ですね。

渋谷 事業としてやるのならば、その責任者となる人も必要です。法人内にいなければ外部から来てもらうことも検討する必要があります。いずれにしろ、監査以外の部門を大きくしていくという発想ぐらいがないといけないと思います。

辻山 サステナビリティや地球温暖化、気候変動などは、特に欧州では一般の人々の関心が高まっていて、その意識は生

活の中にも入り込んでいます。日本は少し遅れているように思えますね。

島崎 取り組みをどうやって評価するかも含めて、日本ではまだこれからの分野ですね。

古藤 BDOはヨーロッパのメンバーが強いので、BDOの知見をしっかりと生かしていくことも重要だと思います。これからの法人戦略では、多様性と視野を広くもって、監査品質とともに成長戦略を目指していかなければならない。そのためには独立第三者委員の皆様からもどんどん意見をいただいて、それを十分に活用していかなければならないと思います。

脇田 そここからの独立第三者委員のあり方ではないかと思えます。建設的な知見を生かした話し合いができるようにし、経営の指針を与えていくのが一つの役割でしょう。

渋谷 これからは国際的な考え方を取り入れていかないところは淘汰されるのではないかと。BDOがあって三優監査法人があるということを強みとしていくことが必要ですね。

島崎 サステナビリティで先を行くヨーロッパで、BDOがこれまで何をしてきたか、どういった取り組みをしているのかを調べて、積極的に取り入れていくべきです。直接サステナビリティの担当者の話しを聞くのもいい刺激になると思います。

古藤 いろいろ有益なご意見をありがとうございました。監査品質向上については、永遠の課題として引き続き取り組んでいくとともに、皆様のご意見を取り入れて、着実に成長していきたいと考えています。今後とも忌憚のないご意見をよろしく願いたします。

(この対談は2023年10月に実施されました。)



最前線で信頼を追求する 「監査チーム」



監査チームの特徴とそのサポート

監査チームの組成にあたっては、監査リスク等を総合的に勘案し、まず監査責任者(担当パートナー)について、被監査会社が属する産業に関する知識、事業の内容・規模・複雑さに対応し得る適切な能力、職業的専門家としての基準・法令等の理解および判断能力、並びに業務量および時間的余裕の程度を考慮して決定し、監査チームメンバーについては、実務経験、専門知識、監査業務の理解度および業務負荷の程度を考慮して決定しています。

当法人の監査チームの特徴(例示)は、以下の通りです。

● 経験豊富なパートナーの関与を高めた

パートナー主導の監査

● 経営者等との深度あるコミュニケーション等による 被監査会社の事業環境等の理解に基づく効果的な監査

監査チームの基礎は、それぞれの人材です。当法人では、当法人が求める人材を数多くそろえるために、それらに対応した採用、教育および人事評価制度、働く環境の整備等に取り組んでいます。

法人施策の監査チームへの落とし込み

監査品質を管理する品質管理本部が主導する法人施策を監査チームに落とし込み、監査現場に浸透させるため、業務支援本部は、品質管理本部および監査チームをとりまとめる業務本部と連携をとりながら、監査チームの伴走者視点で、監査チームをサポートしています。具体的な取り組み例は以下の通りです。

● 期中レビュー

監査において重点的に対応すべきとされている項目について期中にレビューを実施。

● 監査品質向上への取り組みに係る研修

全体研修および階層別研修において、監査において重点的に対応すべきとされている項目の周知を行うとともに、期中レビューの結果についても報告。

● 業務別ナレッジ共有

業種固有の会計慣行および監査手法等について監査スタッフ間で意見を交換する機会を提供し、監査スタッフの調査研究とナレッジ共有を促進。

IPO(株式上場)支援への取り組み

当法人は、IPOのサポートを行うコンサルティング会社を前身としており、株式上場支援は、創業以来のDNAです。1986年の設立以後、30年超にわたり株式上場支援を続け、120件を超える株式上場を支援してきました。株式上場前の被監査会社は、上場会社に比して内部体制が整っていないことから、監査人による一層の指導的機能の発揮が求められます。

当法人では、IPO関連業務推進プロジェクトを設置し、IPOに関する知識、ノウハウの共有を図るとともに、IPO支援業務に関与する人材の育成に注力しています。

また、株式上場前の被監査会社の技術やビジネスモデルは、これまでにない発想やスタイルに基づくことも多く、そのような場合には、監査の実施に際して、業界の最先端の知識や柔軟な視点等が求められます。こうしたIPO案件特有の事情が、個々の監査人の指導力の向上や業界等の知見の向上につながり、当法人の全体的な監査品質の向上に寄与しています。

サステナビリティ業務への取り組み

世界においてはさまざまな環境問題や資源問題を背景に、環境や社会、経済を長期的に維持するプロセスやシステムが求められており、多くの企業で、従来の法令遵守の枠組みを超えた対応をとっています。

日本においてもプライム市場上場企業において、TCFD[※]またはそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実することが求められています。また、有価証券報告書上でもサステナビリティに関する企業の取り組みなどについて開示が求められており、公認会計士や監査法人に対するサステナビリティ情報の開示や保証業務への社会的役割や期待が一層高まっています。

当法人では、このような社会的役割や期待に応えるべく、BDOグローバルにおけるTCFDをテーマとした必修研修の受講や社内勉強会を実施するとともに、サステナビリティ業務プロジェクトを立ち上げました。非財務情報の保証業務と、GHG等のESG指標算定支援の非保証業務の両輪で、あらゆる企業に対してサステナブルな経済活動を支援するための業務開発を行っています。

※TCFD: 気候関連財務情報開示タスクフォース
(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

人財育成

最も重要な財産は「人財」です

求める3つの人財像とその理由

1

ビジネスの本質を理解できる能力や多様な経験・視点を持つ人財

監査にあたり、被監査会社の事業や事業環境への理解が重要です。また、その事業をリードしている経営者から情報を得て、協議し、時には対峙するためにも、会計・監査の知見だけでなく、ビジネスの本質を理解できる能力と、多面的に物事を捉えられる多様な経験や視点が必要となります。

2

高いコミュニケーション能力や協働精神を保持する人財

監査はチームで業務を実施する際、また、被監査会社との協議等の際にも高いコミュニケーション能力が求められます。監査品質向上のために、個々の監査業務に加えて、法人の規模から個々人の組織運営への関与も重要であり、また、監査業務と並行して対応するためには、自らの成長と重ねて積極的に組織貢献できる協働精神も必要となります。

3

プロフェッショナルとして個人としても活躍できる人財

当法人に必要な人財の特徴として、被監査会社および当法人内からも信頼を得て、それらの期待に応えるために、法人の枠を超えた個人として認識されるプロフェッショナルであることが挙げられます。

人財育成の仕組み、環境等

求められる人財像を目指すために、個々人が成長できる仕組みおよび環境として、研修、OJTトレーナー制度、人事評価制度、BDOや外部出向等への取り組みなどの制度を整え、働きやすい環境を整備しています。

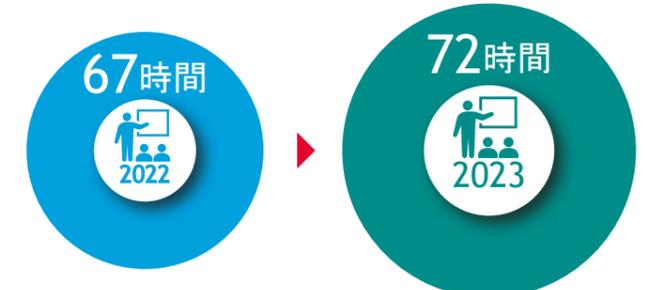
① 研修

職業倫理の醸成をはじめ、監査実施者の監査業務遂行に必要なとされる能力と適性を高め、誠実な人財を育成するための研修を計画的に実施しています。単なる専門家育成に留まらず、ビジネスプログラム等も取り入れ、人間力あるバランスのとれた人財の育成に努めています。

研修では、職業倫理に関する事項をはじめ、不正事例、監査品質の維持・向上を図るための基礎だけでなく、IFRS研修やマネジメント研修といった幅広い能力開発に役立つプログラムを整備しています。このほかディスカッションやロールプレイング等のアクティブラーニングや階層別の研修を取り入れ、より実践に役立つ研修を実施しています。特にスタッフクラスの階層別研修は大幅に拡充し、年次ごとに必要とされるスキルに応じた研修を実施しています。

なお、会計監査以外の幅広い領域の専門性を習得するために、社外の研修等の受講をサポートするキャリア支援制度も設けています。

[継続的専門研修制度(CPE)の平均研修受講時間]



② OJTトレーナー制度

主に若手職員の能力および意欲向上を目的に、メンター制度に近いOJTトレーナー制度を導入しています。四半期ごとの目標設定、振り返りおよびフィードバックを実施することで、本人の成長を促します。

定期的に担当する被監査会社等を確認し、本人の意欲やキャリアパスに関しても聞き取りを行い、可能な限り担当する業務に反映させる点も当該制度の特徴です。

また、業務支援本部と連携し、研修受講状況、理解度等の確認を行い、本人のスキルアップにつなげていきます。





人財育成の仕組み、環境等

③ 人事評価制度

当法人では、業務の品質や組織への貢献の度合いに応じた公平性・透明性の高い人事評価制度を基本としています。品質を最重要視した業務遂行を行うとともに、意欲的に組織活動に貢献することで、組織パフォーマンス向上につながる評価項目・基準を設けています。

また、評価結果については面談を通じて本人へフィードバックし、継続的に業務への反映を促しています。人事評価制度は、求める人財像に適合する人員を評価する制度になっており、パートナーおよび職員の育成、成長支援につなげています。

職位ごとの人員構成

(単位:人)

職位等	2022/6末	2023/6末
パートナー	39	40
シニアマネージャー マネージャー	44	58
シニアスタッフ ジュニアスタッフ等	143	156
事務職員	30	27
(合計)	256	281

(注) 2022年度における離職率は6.2%です。

④ BDO や外部への出向等の取り組み

当法人は、監査業務以外の多様な業務を経験することは、人間力を高め、環境変化への適応力を培い、多面的な視点で物事を捉えられるようになる機会と考えています。そのため、パートナーおよび職員に対し、BDOの国内外ネットワークファームや日本公認会計士協会等への出向や国際会議への出席等、国際感覚を磨く機会や多様な環境下で監査業務以外を経験する場を提供しています。

また、多様な人財の受け入れによる組織活性化の観点から、国の「官民人事交流制度」による人財受け入れを行っています。



BDO USAのサンフランシスコ事務所に勤務する工藤シニアマネージャー
(2023年7月帰任、パートナー就任)

⑤ IT環境の整備

法人内のIT課題については、ICT企画委員会による各部門への定期的なヒアリングや、いつでもだれでも投書できる目安箱の設置等により、ユーザーである当法人のパートナーおよび職員からの要望や課題を適時に収集する体制を構築しており、これら要望や課題に優先順位をつけて取り組んでいます。2022年度は、経費精算システムの導入、次世代PC環境の構築、ITを利用した間接業務の効率化に取り組みました。

経費精算システムの導入

2021年度に引き続き、改正電子帳簿保存法に対応した経費精算システムの導入検討を進めてきました。システム選定が完了し、各種規程の改定と合わせて2023年11月に導入しました。これにより、リモートワークに適した業務環境がまたひとつ整いました。

次世代PC環境の構築

パートナーおよび職員に貸与しているPCのスペックアップを図り、業務効率化を進めるために、2023年9月より最新のPCに順次入替えを行っています。このPCの入替えに備えて次世代のPC環境を構築しました。具体的には、PC起動時の2要素認証の導入やMicrosoft365の上位ライセンスへの切替によるセキュリティ強化を実施しました。これによりセキュアで利便性の高い環境となりました。

ITを利用した間接業務の効率化

各種間接業務については、どうしても属人的で非効率になりやすいため、業務の見える化およびITを利用した間接業務の効率化を推進しました。具体的な取り組みとしては、採用管理システムを導入することによる採用業務の効率化、作成に時間を要していた人事関連資料についてExcel Power Queryを利用した効率化を実施しました。この取り組みは今後も継続して実施していく予定です。

品質管理

高品質な監査を
維持・向上する品質管理

① 監査契約の新規の締結および更新等

当法人の規模および組織、専門的な知識・能力および経験を要求される監査業務に対応するため、被監査会社の誠実性や当法人の倫理規則等の遵守、監査実施者の確保の状況並びに被監査会社に対する独立性等を考慮して決定できるよう、保証業務契約の新規締結・更新に関する規程を定めて運用しています。

監査契約の新規の締結および更新に際しては、当該規程に従って評価したリスクに応じた方法により承認を受けることになっています。

また、監査業務を他の監査人へ引き継ぐ場合、または他の監査人から引き継ぐ場合には、監査人の交代に関する規程に従って監査業務を適切に引き継いでいます。

② 諸規程・マニュアル・監査ツールの開発

BDOの監査マニュアルと日本の監査基準を踏まえて、品質管理に係る諸規程・マニュアル・監査ツール等を開発しています。

③ 職業倫理・独立性の遵守

毎年、当法人に属するすべての人に対し、「職業倫理に関する誓約書」または「倫理に関する誓約書」を使用して、職業倫理を遵守していることを確認しています。また、同じく毎年、すべてのパートナーおよび職員、すべてのパートナーおよび職員の会計事務所等(当法人を含む)並びに国内のネットワークファームの代表者に対して、「監査人の独立性チェックリスト」を使用して、当法人の被監査会社等に対する独立性が保持されていることを確認しています。

	2022	2023
独立性の確認率	100%	100%
違反件数	0件	0件

さらに、BDOの規程に従い、各国のBDOメンバーファームの保証業務提供先に対する独立性を保持していることについて、BDOのすべてのネットワークファームとの間で必要な独立性の確認を行っています。

監査チーム内においては、業務執行社員およびその補助者が、監査計画時・監査実施時・意見形成時の各監査業務の実施ごとに、当法人の定める手続に基づき、被監査会社等に対する独立性の確認を実施しています。

当該確認の結果、独立性を阻害する要因が発生した場合もしくは発生の可能性が高いと判断した場合には、速やかにその解消を図ることとしています。

また、監査業務の主要な担当社員等のローテーションについては、法令、日本公認会計士協会の諸規則およびBDOの規程に従い、大会社等および大会社等以外の一定規模以上の事業体の監査業務について、筆頭業務執行社員、審査担当者、その他の監査業務の主要な担当社員等の役割に応じて、連続関係期間、インターバル期間を定めて、運用しています。

④ 専門的な見解の問い合わせ等

判断に困難が伴う重要な事項のほか、法律的な見解が必要な場合、その他専門領域の知識・見解が必要な場合には、当法人内外の適任者に対して、専門的な見解の問い合わせを行い、当該問い合わせに対する最終見解を得て判断しています。

また、特殊な事例等に限らず、「一人で悩まない」をモットーに悩みや疑問を気軽に相談できる窓口(別名、寺子屋)を設置しています。職員に周知され、その気軽さから相談件数は年々増加しています。

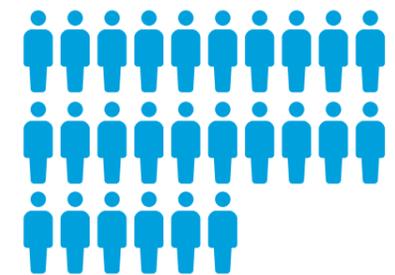
⑤ 通報・申立制度

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するために、「通報制度」「申立制度」を整備し、運用しています。通報制度は、法人外部からのホットラインとしての制度であり、申立制度は、法人内部からのホットラインとしての制度です。

これらの中で監査リスクや不正リスクの恐れのある事項については、理事長パートナーおよび関与業務執行社員に即時に伝達され、品質管理本部をはじめ必要な部署に共有されたのち、監査チームだけに留まらず法人としての取り組み事項として、その脅威を解消するように努めています。

品質管理業務従事者の人員数

2023/6末



26人

※ 審査・教育研修に係る人員数は含めていません。

⑥ ITの活用

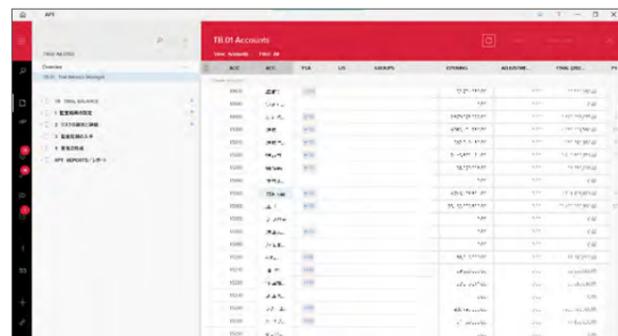
当法人は、「監査品質の向上」のためには「効率的な監査の実施」が不可欠であると考えており、監査品質と効率の向上を両立させるため、監査業務におけるITの活用に取り組んでいます。そのためのツールとして、データ分析、電子監査調書とそのモニタリング、被監査会社とのコミュニケーション等の各種システムを導入しています。

データ分析の汎用監査ツールとして、Caseware IDEAを導入し、その利用促進のためワークショップ形式の研修を実施しています。また、試算表や売上等の用途別分析ツールとして、BDOグローバルで開発したBDO ADVANTAGEの導入を推進しています。日本でのBDO ADVANTAGEの導入に当たって、日本語化とBDOグローバル開発の電子監査調書システム(APT-Next Gen)との連携強化を独自に実施しています。

BDO ADVANTAGEは技術基盤として、マイクロソフト社のPowerBIを利用してあります。マイクロソフト社では、今後、PowerBIにAI機能を搭載し、分析レポートの着眼点などの表示を可能とすることを計画しています。これから搭載されるこれらのAI機能を活用することで、よりの確な分析が可能となることを期待しています。

その他の主なツールとして、被監査会社との安全なデータ授受とコミュニケーションのためのBDO Portal、法人全体の監査の進捗や傾向をモニタリングするためのBI in BOXがあります。これらもBDOグローバルで開発されたツールであり、電子監査調書システム(APT-Next Gen)と連携し、監査品質と効率の向上に寄与しています。

APT-Next Gen(電子監査調書)



BDO ADVANTAGE(分析ツール)



- 試算表データ
- 勘定科目と財務諸表
見出し項目名の紐づけ情報

⑦ グローバル監査

当法人は、世界5大会計事務所の一つであり、国際的会計ネットワークファームであるBDO(詳細は、P37、38参照)の日本メンバーとして、各国のメンバーファームと提携し、グローバルに展開する日本企業の監査を、高い品質で有効かつ効率的に実施しています。

具体的には、グローバル監査では、海外連結子会社等への往査の他、同社の監査人への監査指示書の送付、監査戦略等のコミュニケーション、監査結果の受領、その結果の確認・検証を行っています。上記における子会社等の監査人が各国のBDOメンバーファームである場合には、全局面において、BDO共

通の監査マニュアルおよび電子監査調書システム(APT-Next Gen)を活用し、タイムリーかつ効果的なグローバル監査を実施しています。

また、当法人は、海外展開を目指す企業をバックアップするために、東南アジアおよび米国を中心にJAPAN DESKを設置し、きめ細やかなサービスを提供しています。各国JAPAN DESKメンバーと当法人のパートナーおよび職員は、JAPAN チームとして日本企業の進出および事業展開の支援を行うだけでなく、グローバル監査のリレーション役を担い、監査チームをサポートしています。

監査品質向上を目的として以下の法人横断のプロジェクトや委員会を設置しています

① 監査品質向上プロジェクト

全社的な監査品質向上への取り組みとして、組織横断的なプロジェクトとして監査品質向上プロジェクトを設置しています。テーマ別に研修、ガイドライン、モニタリング、地区事務所及び横展開の対応チームに加え、プロジェクト全体を管轄するPMOの6チームが、関係部署と連携した上で監査品質向上のための活動に取り組んでいます。

② 品質管理委員会

より監査現場の意見をくみ上げて監査品質を高めていくことを目的として、各地区事務所の若いパートナー、シニアマネージャーを中心に、監査現場で直面する課題についてディスカッションし、解決のためのアイデアを出す場を設けています。

⑧ 審査

監査業務については、監査意見の表明に先立ち、監査計画、専門要員の独立性、会計処理の妥当性、監査意見の妥当性、監査対象財務諸表の表示の妥当性等について、コンカリングレビュー制による審査を経て、監査意見形成に係る結論を得ています。

コンカリングレビュー制では、個別監査業務において年間を通じて審査担当者を設定し、監査チームとのコミュニケーションおよび相談を通じて、迅速にかつ有効に審査が実施できる体制を整備しています。

また、監査リスクが高い審査事項、複雑な監査判断を要する事項については、複数の審査員で構成される合議制方式の上級審査会、社員会審査会にて、慎重な監査判断を行う体制を整備しています。

なお、審査業務の担当者は、審査対象監査業務に関与しない独立した立場で、業界等の知識・経験が豊富で適切なメンバーを選任し、客観的な視点で審査を行っています。

⑨ 品質管理システムの監視

(1) 品質管理システムの日常的監視および評価

当法人の品質管理システムが適切に整備・運用されていること等を、モニタリング本部の品質検査部が評価しています。

当該過程における指摘事項は担当部署に伝達され、改善措置の実施を求めます。また、右記(2)の監査業務の定期的な検証の結果も含め、年に1回、理事会に評価の結果を報告しています。

(2) 監査業務の定期的な検証

完了した監査業務が、当法人が定めた品質管理の方針および手続に準拠して実施されたことを確かめるために、定期的な検証を実施しています。この検証は、主として社会的な影響力が大きい会社等に対する監査業務を対象として、概ね3年を超えない期間ですべての監査パートナーが1度は検証を受けるように実施しています。

この検証は、モニタリング本部の業務検査部が知識、能力および経験の観点から選定した検証者により行われます。業務検査部は、「定期的検証報告書」にとりまとめられた検証結果を対象業務の業務執行社員に伝達の上、指摘事項に対する改善措置の実施を求めます。また、実施した定期的な検証全体の指摘事項の発生傾向および発生原因を分析し、当該原因に対する改善措置を含めた報告書を理事会に提出します。さらに、その内容について、研修を通じて周知を図っています。

定期的検証

① 結果の割合

検証結果	2022	2023
適切	11%	0%
問題ないが、改善を要する一部の領域がある	56%	75%
改善を要する重要な領域がある	33%	25%
不適切	0%	0%

② 対象社員の割合

検証結果	2022	2023
対象社員の割合	37%	50%

⑩ ステークホルダーとの対話

(1) 監査チーム

監査上のリスクを把握し、また、これに適切に対応するため、監査チームと被監査会社との対話を重視しています。

被監査会社の事業内容等に関する重要な変化の有無を確かめ、財務諸表等に重要な影響を及ぼす会計事象、取引等を把握するため、被監査会社のCEO、CFO等の経営者および監査役等との間で、一般的な経済環境、被監査会社が属する業界の動向、また、それらが被監査会社に与える影響並びに今後の事業活動の変化・対応計画等について、十分な意見交換や深度ある議論を行っています。

また、2021年4月1日開始事業年度よりKAM(監査上の主要な検討事項)が導入されましたが、経営者および監査役等とKAMの記載対象・記載内容の協議を行うことにより、監査チームが把握している監査リスクの詳細な内容およびリスクに対応した監査手続について、深度ある意見交換を行っています。

(2) 被監査会社のマネジメント層

当法人では、監査業務の遂行および当法人の組織的な運営の改善のため、年に1回、被監査会社のCEO、CFOおよび監査役等に対してアンケートを実施しています。

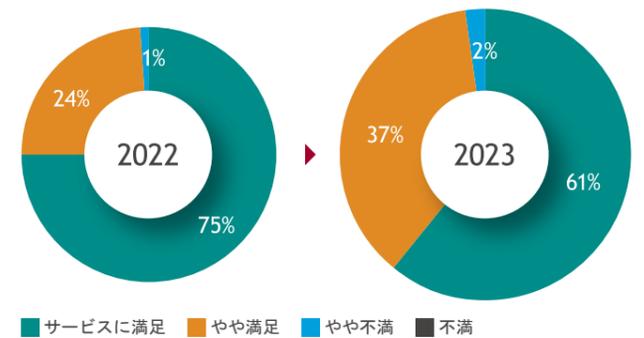
その結果は、タイムリーに各監査チームの業務執行社員にフィードバックされ、監査業務の改善に活用しています。

また、アンケート結果については、匿名性を担保の上で、全体の傾向や個別の回答を、常務会および理事会に適宜報告することで、当法人の組織的な運営の改善に活用しています。

なお、理事会参加以外のパートナーや職員においても、定期的にアンケート結果の全体の傾向やそれらの回答を共有するようにしています。

加えて、当法人理事長との面談についてもアンケートを行っており、希望者とは理事長が個別に面談を行い、コミュニケーションをとっています。

[CEO、CFOおよび監査役等に対するアンケート結果]



(3) 資本市場の参加者等

当法人は、証券会社等との面談を通じて、監査や準大手監査法人等に対する関心、期待される役割等を把握し、そこから得られた知見を法人運営に活用しています。

外部機関からのレビューと検査

外部機関からのレビューと検査への対応

外部機関からのレビュー・検査に対する、当法人の姿勢

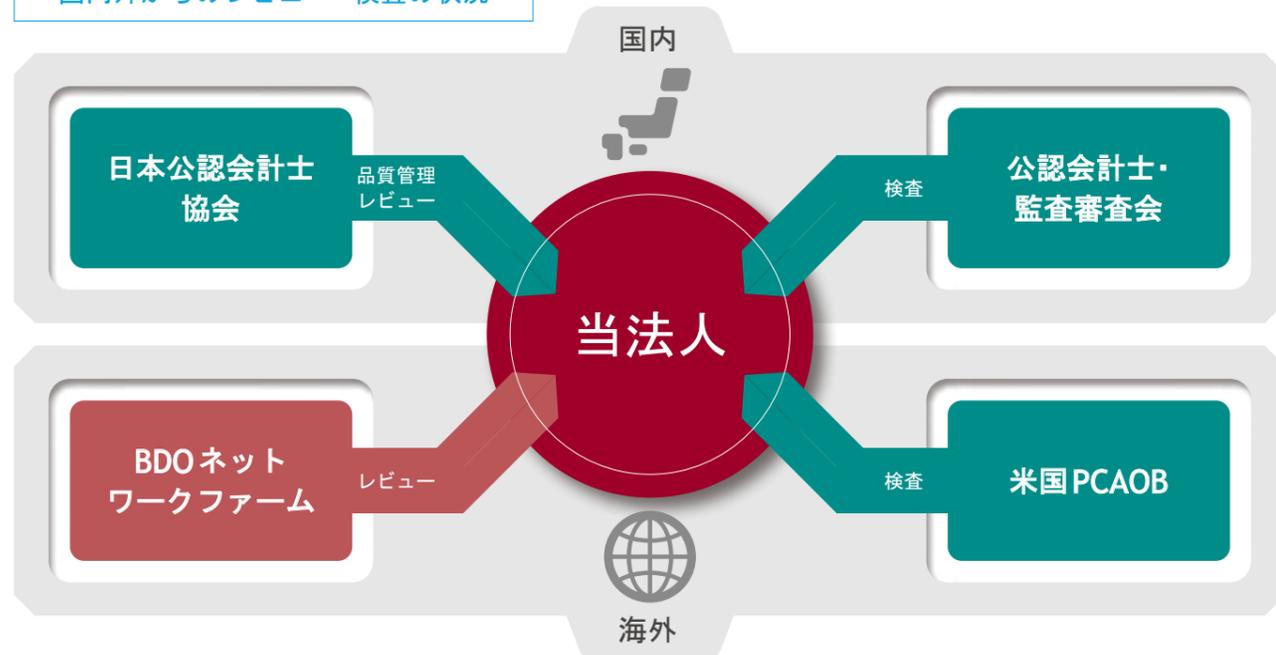
当法人に対する外部からのレビュー・検査制度は、以下になります。

- ①日本公認会計士協会による品質管理レビュー
- ②公認会計士・監査審査会による検査
- ③BDOネットワークファームによるレビュー
- ④米国PCAOB(Public Company Accounting Oversight Board: 公開会社会計監視委員会)による検査

外部からのレビュー・検査に対しては、真摯な姿勢で臨み、レビューアーや検査官とのディスカッション、アドバイスから得られた指導事項等については、法人の最重要事項の一つとして監査品質の向上のために積極的に取り組む方針としています。

これらの指導事項に対してはその根本原因を探り、同様の課題事項が発生する可能性を探ると同時に、再発防止策を検討します。具体的には、重要な指導事項については、まずパートナーを中心に根本原因の共有と再発防止策の研修を行い、さらに、全体研修等を通じて監査チームメンバーに周知徹底を図ります。また、審査・定期的検証業務を通じて、監査チームへの浸透を図る体制を構築しています。

国内外からのレビュー・検査の状況



国内からのレビュー・検査

① 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会では、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査事務所が行う監査の品質管理のシステムをレビューする制度を導入しています。同制度により一定期間ごとに(原則として3年に1回)、監査事務所に対してレビューが実施されます。

品質管理レビューの実施状況は、日本公認会計のWebサイトに掲載される上場会社監査事務所名簿に開示され、重要な不備事項等が見受けられた登録事務所は、資本市場関係者に対する情報提供の一環として、上場会社監査事務所名簿等において、その旨およびその概要が開示されます。

また、登録事務所が金融庁長官又は当協会から懲戒処分等を受けた場合には、処分の内容に応じてその事実を開示する場合があります。

※当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

② 公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、資本市場の公正性および透明性を確保する観点から、金融庁に設置されている独立行政機関になります。公認会計士・監査審査会は、比較的多数の上場会社を被監査会社としている一定程度の監査事務所については、日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果について審査を行い、必要に応じて監査事務所等への検査を実施することとしています。

当該検査の結果、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分であると認められた場合、また、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告し、当該勧告を経て、監査事務所に戒告、業務改善命令、業務の全部または一部の停止、解散命令、課徴金納付命令等の行政処分を行うこととなります。

※当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

海外からのレビュー・検査

③ BDO ネットワークファームによるレビュー

BDO ネットワークファームによるレビューは、BDO ネットワークファームに加盟する法人が、BDO ネットワークのポリシーに沿って監査品質を維持・向上することを目的として、法人の品質管理システムをレビューする制度です。同制度は、原則3年に1回レビューが実施されています。

当該レビューの結果、適切な監査品質が確保されていないと認められた場合は、BDO ネットワーク本部からの指導、勧告、ネットワークファームからの脱退等の処分を受けることがあります。

※当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

④ 米国 PCAOB による検査

米国 PCAOB は、米国証券取引委員会 (SEC) に登録する証券を発行する公開会社の監査を監視するために、2002年、米国企業会計改革法(サーベンス・オクスリー法)に基づき設立されました。当該監査を実施するためには、会計事務所はPCAOBに登録するとともに、PCAOBによる定期検査を受ける必要があります。

この定期検査は、会計事務所の特定の品質管理システムおよび特定の監査業務に不備が存在するかどうかの確認になります。検査の結果、一定以上の不備が存在すると認められた場合、検査結果がPCAOBから公表され、その後検査結果の対応が要求されることとなります。これらの検査結果および対応状況が不適切と認められた場合は、PCAOBの登録を抹消されます。

※米国 PCAOB による当法人の検査においては、上記のような検査結果の公表事項はありません。

海外ネットワークファーム

BDO ネットワークは世界164カ国等、
オフィス約1,800拠点、約111,000名
グローバルに展開する専門家集団です

(2022年9月末現在)

BDO JAPAN DESKの拠点(2023年6月末現在)



当法人は、国際的会計ネットワークファームであるBDOと提携しています。BDOは、世界5大会計事務所の一つであり、世界規模でネットワークを構築して、監査、会計、税務、コンサルティング業務を提供しています。

各国のメンバーファームは、グローバルベースでビジョン、ノウハウ、スキルを共有しつつ、お互いの立場を尊重し、グローバルに展開するビッグカンパニーからオーナー企業、多種多様な業種・業態に対して業務を展開しています。

当法人は、英国法令に基づく保証会社であるBDO International Limitedのメンバーファームです。各国のメンバーファームとBDO International Limitedはそれぞれ独立した組織として構成されています。

またBDOは、BDOネットワークおよび個々のBDOメンバーファーム共通のブランドネームです。なお、当法人の理事長パートナーは、主要なBDOメンバーファームのCEOが参加する会議に参加し、BDOネットワークの意思決定に参画しています。

国内ネットワークファーム

非監査業務を支える、
国内ネットワークファーム体制

当法人は、高い監査品質の維持・向上を図るため、業務内容を監査保証業務およびその関係付随業務に集中して展開しています。非監査業務については、それぞれの分野のエキスパートである各国内ネットワークファームが担っています。

国内ネットワークファーム間のコンフリクトの解消、リレーション強化のため、定期的に代表者懇談会を開催しています。高いリレーションを維持することで、社会からの多様な要請に迅速かつ機能的に応えるだけでなく、人材・知識交流によって、当法人および各国内ネットワークファームに幅広い知識と経験を相互に還流させ、監査品質および業務品質向上を図っています。

BDO 税理士法人

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……代表社員 長峰 伸之
- 主な業務内容
 - ▶ 各種税務申告書の作成
(法人税・所得税・消費税等)
 - ▶ 国際税務コンサルティング
 - ▶ 移転価格コンサルティング
 - ▶ 組織再編および事業承継に関する
税務コンサルティング
 - ▶ 不動産投資を含む金融商品に関する
税務コンサルティング
 - ▶ 関税 / 間接税サービス 等

BDO アウトソーシング株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 長峰 伸之
- 主な業務内容
 - ▶ 会計に関するアウトソーシング
およびコンサルティング
 - ▶ その他国際業務関連コンサルティング 等

BDO コンサルティング株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……マネージングパートナー
公認会計士 美谷 昇一郎
- 主な業務内容
 - ▶ コーポレートマネジメントに関するコンサルティング
 - ▶ コーポレートディールに関するコンサルティング

BDO 社会保険労務士法人

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……社員 仲田 理華
- 主な業務内容
 - ▶ 人事業務のアウトソーシング
 - ▶ 労務に関するアドバイスサービス

BDO 行政書士法人

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……社員 長峰 伸之
社員 岩瀬 洋文
- 主な業務内容
 - ▶ 外国人在留資格(ビザ)・帰化申請業務
 - ▶ 各種議事録・会計帳簿・財務諸表等の作成
および相談業務
 - ▶ 遺産分割契約書・各種契約書・協議書等の作成
および相談業務 等

BDO Japan 株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 古藤 智弘
- 主な業務内容
 - ▶ 国外会計事務所等の委託に基づく
情報提供サービス

BDO アドバイザリー株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 古藤 智弘
- 主な業務内容
 - ▶ M & A アドバイスサービス
 - ▶ ESG 情報サポート・保証サービス
 - ▶ ビジネス・リカバリー・サービス 等

株式会社 BDO 人事総合研究所

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 高山 重裕
- 主な業務内容
 - ▶ 組織・人材マネジメントに関する
コンサルティング
 - ▶ 人事業務改善に関する
コンサルティング

BDO 司法書士法人

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
エステック情報ビル
- 代表者……社員 石田 雅之
- 主な業務内容
 - ▶ 登記業務
 - ▶ コーポレートセクレタリアル業務
 - ▶ 相談顧問業務 等

(2023年9月末現在)

ガバナンス・コード対応状況

原則1	<p>監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。</p>
------------	---

指 針	記載箇所	
1-1	<p>監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>01 理事長パートナーからのご挨拶 02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 09 品質管理</p>
1-2	<p>監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<p>02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 09 品質管理</p>
1-3	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<p>02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 08 人材育成 09 品質管理</p>
1-4	<p>監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 05 各本部の取り組み(業務支援本部) 09 品質管理</p>
1-5	<p>監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。</p>	<p>12 国内ネットワークファーム</p>
1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。</p>	<p>11 海外ネットワークファーム</p>

原則2	<p>監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。</p>
------------	--

指 針	記載箇所	
2-1	<p>監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>04 ガバナンス体制</p>
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p>	<p>04 ガバナンス体制 05 各本部の取り組み 08 人材育成 09 品質管理 (⑥ITの活用、 ⑩ステークホルダーとの対話)</p>

指 針	記載箇所	
2-2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ▶ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間で率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ▶ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ▶ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備 	<p>04 ガバナンス体制 05 各本部の取り組み 08 人材育成 09 品質管理 (⑥ITの活用、 ⑩ステークホルダーとの対話)</p>
2-3	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>04 ガバナンス体制</p>

原則3	<p>監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>
------------	--

指 針	記載箇所	
3-1	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>04 ガバナンス体制</p>
3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>04 ガバナンス体制</p>
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ▶ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ▶ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>04 ガバナンス体制 06 独立第三者委員と理事長の対談</p>
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たったの補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>04 ガバナンス体制</p>

ガバナンス・コード対応状況

原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
------------	---

	指 針	記載箇所
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	04 ガバナンス体制 05 各本部の取り組み 09 品質管理
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	04 ガバナンス体制 08 人財育成
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ▶ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ▶ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ▶ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ▶ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 04 ガバナンス体制 08 人財育成 09 品質管理
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	03 三優監査法人のビジョン 09 品質管理 ((⑩ステークホルダーとの対話))
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	09 品質管理 ((⑤通報・申立制度))

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
------------	---

	指 針	記載箇所
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	13 ガバナンス・コード対応状況

	指 針	記載箇所
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ▶ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ▶ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ▶ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ▶ 監査法人における品質管理システムの状況 ▶ 経営機関等の構成や役割 ▶ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ▶ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ▶ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) ▶ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ▶ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ▶ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ▶ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	01 理事長パートナーからのご挨拶 02 三優監査法人の法人文化 03 三優監査法人のビジョン 04 ガバナンス体制 08 人財育成 09 品質管理 12 国内ネットワークファーム
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ▶ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ▶ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ▶ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ▶ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	01 理事長パートナーからのご挨拶 03 三優監査法人のビジョン 05 各本部の取り組み 06 独立第三者委員と理事長の対談 07 監査チーム 08 人財育成 09 品質管理 10 外部機関からのレビューと検査 11 海外ネットワークファーム
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	06 独立第三者委員と理事長の対談 09 品質管理 ((⑩ステークホルダーとの対話))
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	06 独立第三者委員と理事長の対談 13 ガバナンス・コード対応状況
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	09 品質管理 ((⑩ステークホルダーとの対話))

三優監査法人プロフィール

設立

1986年10月

沿革

1986年 監査法人三優会計社として東京都千代田区に設立
1987年 大阪市東区に大阪支社(現 大阪事務所)開設(現 大阪市北区)
1990年 福岡市博多区に福岡事務所開設(現 福岡市中央区)
1995年 東京事務所(主たる事務所)を東京都新宿区に移転
1996年 BDO Binder BV(現 BDO International Limited)と業務提携
1996年 監査法人三優会計社より三優監査法人に名称変更
1996年 名古屋市中区に名古屋事務所開設(現 名古屋市中村区)
2015年 札幌市中央区に札幌事務所開設

資本金(出資金) (2023年6月末現在)

8,250万円

被監査会社の概要 (2023年6月末現在)

金商法・会社法監査	75 社
金商法監査	1
会社法監査	31
学校法人監査	0
その他の法定監査	18
その他の任意監査	93
合計	218

職位ごとの人員構成 (2023年6月末現在)

パートナー	40 名
(職員)	
公認会計士	98
その他専門職員	116
事務職員	27
合計	281



国内事務所 所在地

東京事務所

新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル
TEL ▶03-5322-3531
Email ▶ info@bdo.or.jp

札幌事務所

札幌市中央区大通西四丁目6番地1 札幌大通西4ビル
TEL ▶011-218-1671
Email ▶ info.sapporo@bdo.or.jp

名古屋事務所

名古屋市中村区名駅三丁目25番9号 堀内ビルディング
TEL ▶052-533-4011
Email ▶ info.nagoya@bdo.or.jp

大阪事務所

大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 アクア堂島NBFタワー
TEL ▶06-6346-3151
Email ▶ info.osaka@bdo.or.jp

福岡事務所

福岡市中央区天神二丁目14番13号 天神三井ビル
TEL ▶092-752-4311
Email ▶ info.fukuoka@bdo.or.jp

HPアドレス

<https://www.bdo.or.jp/>

